

議会運営委員会

令和8年4月27日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男

伴 吉晴

奥村 容子

中川 議長

○溝部真紀子

嶋田 善行

齋藤 文夫

井上 卓也

2. 理事者出席者

総務部長 松岡 洋右

3. 会議の書記

議会事務局長 福田 善行 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

委員長

開会 （午前9時）

署名委員 伴委員、嶋田委員

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、会議録署名委員を私の方から指名します。会議録署名委員に伴委員、嶋田委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございますが、先日、町から、5月8日に予定しておりました5月臨時会を招集するのに必要な議案がないということで連絡をいただきましたので、この対応についてご協議いただきたく、本日、議会運営委員会を開催させていただいたところであります。委員皆様には、よろしく願いいたします。

それでは、1. 協議事項（1）令和8年第2回斑鳩町議会臨時会についてを議題といたします。

総務部長にご出席いただいておりますので、まず、報告をお願いします。
松岡総務部長。

総務部長

おはようございます。

5月8日開催の予定をお願いしておりました、町議会臨時会の付議予定議案でございます。町といたしまして検討を重ねてまいりましたが、今回、町から、町議会臨時会に付議すべき議案につきましては、ないという状況でございますので、ご報告をさせていただきます。よろしくご配慮賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長

ただいま、総務部長から報告を受けましたが、質疑・ご意見につきましては、のちほどお受けいたしますので、引き続いて、議会としてしなければならない事件について、事務局長より説明を受けることといたします。

福田議会事務局長。

議会事務

おはようございます。

局長

議会としてしなければならない事件につきまして、説明させていただきます。

今回、議会としてしなければならない事件については、各常任委員会及び議会運営委員会委員の改選です。

委員会委員の改選については、斑鳩町議会委員会条例第7条第1項において、閉会中においては、議長が指名することができると規定されております。

このことから、令和6年度の委員会委員の改選時と同様に、今回は全員協議会を開催し、議長に委員の指名をしていただくこととし、臨時会を開催しない方向でできればと考えておりますので、委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長

報告・説明が終わりましたので、委員皆さんの質疑・ご意見をお受けいたします。

(な し)

委員長

そうしましたら、5月8日に開催を予定しておりました臨時会については、招集するのに必要な議案がないとのことですので、今回は臨時会を開催せずに、この日に、全員協議会を開催し、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の改選をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、5月8日に全員協議会を開催していただき、各委員会委員の改選をしていただくことといたします。

議長には、よろしくお願いいたします。

(1) 令和8年第2回斑鳩町議会臨時会についてを終わります。

次に、(2) 斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についてを議題とします。

本日、資料１をお配りしていますので、事務局から説明をお願いします。
福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、（２）斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についてご説明させていただきます。

資料１の３ページ、規程の要旨（案）をご覧くださいませでしょうか。

この改正につきましては、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和６年法律第５９号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３１号）の施行に伴い、本規程において当該法律を引用する条項等を整理するため所要の改正を行うものであります。

１．改正内容といたしましては、（１）法改正による個人識別符号の例示に関する引用条項ずれ等に伴う文言整理について、第３条の改正規定でございしますが、①出入国管理及び難民認定法を引用する在留カードの番号を規定する号番号にずれが生じることに対応する文言整理を行います。

具体的には、同法第１９条の４第１項第５号を第４号とするものです。

②介護保険法を引用する被保険者番号及び保険者番号を規定する条項改正に対応する文言整理を行います。

具体的には、同法第１２条第３項を第２０１条の２第１項に改め、被保険者番号等という文言に改めるものです。

この改正については、このように引用する法律の条項ずれ等に伴うものであり、条例施行規程の内容そのものについては、変更ございません。

２．施行期日につきましては、公布の日から施行します。ただし、第３条第５号の改正規定は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

なお、本規程の改正につきましては、議長決裁で可能なものでありますが、本委員会でご確認いただき、５月８日の全員協議会で報告後、議長決裁により改正するスケジュールで進めることにつきましてもご審議をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、（２）斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についてのご説明とさせていただきます。よろし

くお願い申し上げます。

委員長 事務局から説明がありましたが、委員より質疑・ご意見等があれば、お受けします。

(な し)

委員長 それでは、先ほど事務局長からありましたように、5月8日の全員協議会で報告後、議長決裁で改正が確定しますが、このようにすすめることにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

以上で、(2)斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についてを終わります。

1. 協議事項については、以上で終わります。

総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくこととします。お疲れさまでした。暫時休憩します。

(午前9時07分 休憩)

(午前9時08分 再開)

委員長 再開します。

次に、2. その他についてを議題とします。

各委員から質疑、ご意見等あれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 議長から、何かございませんか。

(な し)

委員長 事務局から何かございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

(午前9時08分 閉会)